

令和6年度 各種検診の自己負担金減免について

下記に該当する人は、福岡市が実施する各種検診の料金が減免になります。
 料金徴収で必要書類を提出または提示してください。料金徴収後の返金はできませんのでご注意ください。

証明書について 提出が必要な証明書は、受診する検診の**数だけ必要**です。
 (例：よかドックと胃がん検診と乳がん検診を受診する場合は、3枚必要)

免除対象者	証明書の種類	
1. 満70歳以上の人	提示	公的機関が発行した満年齢が確認できるもの (健康保険証・運転免許証など)
2. 70歳未満で後期高齢者医療に加入している人	提出	後期高齢者医療被保険者証の写し
3. 生活保護受給世帯の人	提出	生活保護受給証明書等 各区保護課で、無料で取得できます
4. 中国残留邦人等で 支援給付を受給している人	提出	中国残留邦人等自立支援法等に基づく支援給付のための 本人確認証の写し
5. 市民税非課税世帯の人	提出	健康診査用非課税証明書等 各区納税課等で、無料で取得できます ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p align="center">非課税証明書についてのお問い合わせ先 (各区納税課)</p> <p>中央区：電話 718-1049 東区：電話 645-1021 博多区：電話 419-1022 南区：電話 559-5031 城南区：電話 833-4024 早良区：電話 833-4318 西区：電話 895-7013</p> <p align="center">(納税課で「健康診査用」であることを伝えてください)</p> </div>
※令和6年6月1日以降に受診される方は、 <u>令和6年度の証明書</u> が必要です。		※納税課発行の非課税証明書の代わりとなるもの ・介護保険料(納入通知書兼)特別徴収通知書の写し <所得段階区分>第1, 第2, 第3所得段階 ・介護保険 負担限度額認定証の写し ・介護保険 特定負担限度額認定証の写し ※コンビニ交付の証明書は使用できません。

※がん検診無料クーポン対象者

福岡市に住所を有し、下記に該当する方は無料になります。
 (令和6年6月頃発行の無料クーポン券または、住所、年齢が確認できる身分証明証をご持参ください)

- ・子宮頸がん検診 → 20歳(平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ)
- ・乳がん検診 → 40歳(昭和58年4月2日～昭和59年4月1日生まれ)

※40歳・50歳限定 よかドック無料

福岡市国民健康保険加入者の下記の方は、よかドックが無料になります。

- ・40歳になる人(昭和59年4月1日～昭和60年3月31日生まれ)
- ・50歳になる人(昭和49年4月1日～昭和50年3月31日生まれ)